

社会労働委員會議録第三十八号

昭和三十年七月九日(土曜日)
午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 中村三之丞君

理事中川 俊思君 理事山下 春江君

理事山花 秀雄君 理事吉川 兼光君

植村 武一君 龜山 孝一君

小島 徹三君 床次 徳二君

山本 利壽君 横井 太郎君

越智 茂君 中山 マサ君

野澤 清人君 八田 貞義君

岡本 隆一君 滝井 義高君

中村 英男君 受田 新吉君

神田 大作君

出席政府委員

厚生事務官 久下 勝次君

委員外の出席者

労働事務官(職業安定局長) 村上 茂利君

労働事務官(職業安定局長) 坂本 周一君

参考人(全日本自由労働者組合委員長) 馬場 大静君

参考人(全日本民主労働者組合委員長) 唐沢 平治君

参考人(全日本労働組合連合会書記長) 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

専門員 濱口金一郎君

七月九日
委員小島徹三君辞任につき、その補欠として須藤彌吉郎君が議長の名指

で委員に選任された。
同日
委員須藤彌吉郎君辞任につき、その補欠として小島徹三君が議長の名指で委員に選任された。

七月八日
覺せい刑取締法の一部を改正する法律案(早川崇君外四十名提出、衆法第三十九号)

同日
日雇労働者の失業保険に関する請願(前田榮之助君紹介)(第三三六六号)
強制医療分業反対に関する請願(木村文男君紹介)(第三三七七号)

同(櫻内義雄君紹介)(第三三七二一號)
同(荻野豊平君紹介)(第三三七一三號)
同(五十嵐吉藏君紹介)(第三三七一四號)

同(小松幹君紹介)(第三三七一五號)
同(山本幸一君紹介)(第三三七一六號)
同(山崎鶴吉君紹介)(第三三七一七號)
同(福永健司君紹介)(第三三七一八號)
健康保険における医療給付費の二割国庫負担等に関する請願(五十嵐吉藏君紹介)(第三三三八号)

同(杉村冲治郎君紹介)(第三三三九号)
同(鈴木周次郎君紹介)(第三三六四〇号)
同(林博君紹介)(第三三六四一號)
同(山下春江君紹介)(第三三七一九号)
同(中居英太郎君紹介)(第三三七二〇号)
同(前田正男君紹介)(第三三七二一號)

同(難尾弘吉君紹介)(第三三七二二號)
同(平岡忠次郎君紹介)(第三三七二三号)

同(岡良一君紹介)(第三三七二四号)
同(山口シヅエ君紹介)(第三三七二五号)

同(小牧次生君紹介)(第三三七二六号)
同(藤本捨助君紹介)(第三三七二七号)
同(井上良二君紹介)(第三三七二八号)

同(高木松吉君紹介)(第三三七二九号)
同(小川半次君紹介)(第三三七三〇号)
同(山本正一君紹介)(第三三七三一號)

同(中村寅太郎君紹介)(第三三七三二號)
同(廣瀬正雄君紹介)(第三三七三三號)
同(今村等君紹介)(第三三七三四号)

同(岡本隆一君紹介)(第三三七三五号)
同(山口丈太郎君紹介)(第三三七三六号)

同(田中武夫君紹介)(第三三七三七号)
同(成田知巳君紹介)(第三三七三八号)
同(下平正一君紹介)(第三三七三九号)

同(井手以誠君紹介)(第三三七四〇号)
同(柳田秀一君紹介)(第三三七四一號)
同(高津正道君紹介)(第三三七四二號)

同(木原津典志君紹介)(第三三七四三號)
同(石橋政嗣君紹介)(第三三七四四号)

戦傷病者の援護強化に関する請願(石山權作君紹介)(第三三六四二號)

健康保険法等の一部改正に関する請願(中村時雄君紹介)(第三三六四三號)

同(中居英太郎君紹介)(第三三七二〇号)
同(前田正男君紹介)(第三三七二一號)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

小委員及び小委員長の補欠選任
日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三三號)

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(八木一男君外十四名提出、衆法第一七七号)

○中村委員長 これより會議を開きます。

内閣提出の日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案、八木一男君外十四名提出の日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案を一括議題とし、審査を進めます。

この際参考人の方々に、一言ごあいさつを申し上げます。本日はお忙しいところを御出席下さいましてありがとうございます。何とぞ忌憚なき御意見を述べ願いますと同時に、議事の整理上、意見を述べ願う時間は、お一人お一人十五分程度といたし、その後委員よりの質問にお答え願いたいと存じます。

また、委員は参考人に質疑ができませんが、参考人よりは委員に質疑ができないことになっておりますので、さよう御了承願います。

では、まず坂本参考人をお願いいたします。坂本参考人。

○坂本参考人 日雇労働者健康保険法の問題につきまして、私どもは全国の職業安定所に登録されて働いておりま

すおびただしい数のわれわれ被保険者の立場からいたしまして、過去一年間の被保険者としての経験の中から、私は一つ参考意見を述べてみたいと思います。

私どもは、疾病という問題に絶えず私どもの生活を脅かされております。それと申しますのは、私どもの生活環境が非常に不衛生である、つまり、病気が集くような条件が非常にわれわれの生活の中にあるわけなんです。たとえば、住居の問題につきましても、ほとんどが雨漏りというような非常にまずい原因があります。そのために、特に雨期、それから夏に向って参りますと、かびが発生したり、日光の直射を受けないような生活の環境の中で、非常に健康がそこなわれるという条件が多々あるわけでありまして。従って、そういうようなことで、われわれは一人病気になるって寝てしまうと、これに対して、もともと病気に備えての日常の蓄えなどもあるはずはなく、その日その日の生活のことですから、たちまちにして生活が破綻されてしまう。そういうわけ、こういう場合に、われわれがこれに対する方法としては、今まで医療保護の世話になる、あるいは治療と申しますか、行路病者が受けるような医療の措置です。こういうようなものに依存して、ほとんどの人がやってきたのです。こういうことでは、われわれとしても将来が案じられる。何とかしてわれわれの健康を守るためにはわれわれ自身の健康保険がほしい、こうい

うことから、われわれとしてはわれわれの健康保険を一つ獲得しよう、こういうことで、われわれ職安労働者、それから土建労働者、それからたとえばつき添い婦とか、あるいは芸能人とかいうすべての階層を打って一丸として、日雇労働者健康保険の獲得期成同盟というものを作った。これがちょうど昭和二十七年の一月だと思いましたが、これでも、これでわれわれは大幅な負担による健康保険の獲得という目標を定めて、それぞれ政府あるいは政、国会等に陳情して参ったわけでありました。

この運動の過程などは、ここで私が述べる趣旨ではございませんから省きますけれども、ようやくできました日雇労働者健康保険というものは、われわれが当初希望し、切に期待しておったものとは、全く逆なものができ上ったのです。それは、一銭の国庫負担もない、しかもその内容においては、まるで何もないわけです。傷病手当もない、入れ歯もできないし、出産あるいは埋葬等のものもないし、しかもその手続たるや全く複雑なものであって、なかなかおいそれと利用することができないようなものであるのです。こういうことではわれわれは困る、こういう健康保険では、むしろ有害であるというので、われわれとしましてはこれを返上してしまおう、こういうふうになわれわれ大多數の意見が一致したわけです。

もう一つ、われわれが特に重大視したのは、われわれが従来お世話になっておった医療保護が、この健康保険の出現によって剝奪されてしまう、こういうことが見通しとしてあったので、

われわれは非常に危惧しました。また事実、あとにおいてもこういう医療保護の打ち切りという面がたくさん出てきております。こういうことでは、われわれのための社会保険としての健康保険ではない、これは返上しようというところで、そういう方向にずっと進んで参りました。

しかし、そういう中でも、やはりわれわれの運動というものは、むしろあつてないような保険を、やはりわれわれのために少しでもためになる保険にしたらどうか、こういう運動の過程にこれが発展して参りまして、それがちょうど昨年の一月、たまたま吉田政府が失業対策を中心とした一切の社会保障制度の圧縮という場面で、われわれも相当これに対する運動を展開いたしました結果、どうやら一割ぐらいの政府の国庫負担は認める、おそらくこれは湿し程度のものだと思いますが、これによって三ヶ月間の期間を六ヶ月間ぐらいに延長することができてきた。こういうことでどうやらこうやらわれわれとしても若干利用する者がふえてきた。そして、これならば一つ内容を改善する方向に行こうじゃないかというので、大幅な国庫負担によって、その内容を一般健康保険並みに高めて行こうということをわれわれは眼目といたしまして、闘争の目標といたしまして、今日に至っております。

しかし、やはりわれわれが感ずるところによれば、この保険というものは、現在の持っている役割は、まだまだわれわれにとっては非常に不十分なものである、社会保障としてのかけらはほとんどないのです。社会保障ではなくて、個人保障というふうなもの

で、とうていこれではわれわれとしては満足に安心して病氣にかかるといふような保険ではない。とにかく二ヶ月間の期間前におきまして三百六十六円という保険料を、われわれは待たなして取られるわけです。そしてその反対給付というものは、今申したように傷病手当もつかないような、全くどうも内容の非常に悪いものであるわけです。このために、政府は昨年多くの黒字を生み出している。一般健康保険は、中には結核という要素もありましようけれども、赤字だ赤字だといっているのに、われわれ生活困窮者を対象としている保険の中から、多くの黒字を出しているというところは、われわれとしても承服できないわけです。何とかこの保険を、社会保険としての社会的な色彩を強く盛り込んだ、われわれとしては安心して病氣の治療を受けられるような保険にしてみたい、こういうふうな念願しているわけです。

われわれの生活の実態というものは、すでに新聞などによっても相当宣傳されておりますが、失業者がどんなふうな生活をしているのか、とにかくその生活というものは、とことんまで追いつめられております。われわれの仲間も、全体の点からみてもすけれども、ほとんどが疾病に何らかの形で襲われております。しかもそういう中でも、自分の生活を何とかするために、血まで売らなければならぬ。現在血を売っている仲間の三割程度は、職安の労働者で占められている。その血も、大体五回ぐらいまで売られるわけです。そうすると、それは限度までできたりまして、あとは栄養失調で血も

売れない、そういう悲惨な状態を招いております。たとえば、配給券にしましても、米の配給券をほとんどよそに売り渡してしまつて、自分はおかゆか、うどんをすすっている。そういうわれわれの悲惨な生活の状況です。そういう中で、とにかくわれわれとして、何とか当面した健康保険の問題を、ぜひ一つわれわれに適した保険に改善していきたい、こういうふうなお願いいたします。

委員長の方から、あまり時間が長くないようにという御注意もありまうので、当面した私どもの健康保険についての問題点を具体的に拾つてみたいと思ひます。

まず第一点は、やはり何といつても傷病手当の問題が中心になります。御存じのように、その日暮しのわれわれの生活では、もう一日寝ればその日の生活は全く成り立たぬ、こういうような羽目になりますので、どうしても生活保障ということが、まず医療の給付、医療という問題と並行して生活の保障ということが、どのものよりもわれわれとしては切実な要求となつていくわけです。この場合のわれわれとしましては、とにかく過去のいろいろな疾病の治療などのことから考えまして、どうしても三ヶ月間ぐらいは、現行平均給与のわれわれの予算単価の六割、大体百七十円ぐらいになります。これを三ヶ月間ぐらい生活を保つていくような措置をとつてほしい。

杉並の集団検診をわれわれがやった場合のデータにも現れておりますように、相当数の胸部疾患を持っている人がいるわけです。そういうわけで、とにかく期間なども三カ年ぐらい私どもはお願いしたい。これは、特に結核を含み、三年間ぐらいの期間延長は非常に望ましいと思ひます。

次に、受給要件のことですけれども、現在の受給要件では、はなはだどうも不十分であるわけです。と申しますのは、職安登録労働者の中で、非常な雇用の激減によってあぶれに見舞われている。特に民間などで専門に働いている人は、月に十回ぐらいしか印紙が張れぬのですから、とうてい被保険者としての資格を受けることはできない。あるいは失対に働いている人も、まさに十三日以内というところが、東北にしても、あるいは奄美大島も、この間上京してきまして、つづきに報告を聞きましてけれども十三日、こういうことでは、日雇失業保険もつかない。従つて、もちろん健康保険の資格を受けることができませんので、何とかして受給要件を大幅に引き下げてもらいたい。それが一つの要求です。それは、具体的に申しますと、まず二ヶ月間を通じて二十六枚、これがやはりわれわれの最低の受給要件の基準だろうと思ひます。さらにもう一つ、二本建というところで六ヶ月間六十枚。大体この二本建で当面受給要件がなされれば、われわれとしてもやや満足なところまで行けるのであります。

その次は、手続の問題ですけれども、非常に複雑な手続をやっているのです。最初などは保険局直扱いであったために、わざわざ一日がかりで保険

局まで医療のカードを受けに行かなければならぬというような状態でしたけれども、その後厚生省でも、全国の市町村にこれの事務を委託してやっておりまして、大体それが緩和されてきている。しかしながら、これは居住地というような扱いになっておるために、県境とか、あるいは町を異にするために非常に苦勞をしなければならぬ、こういう点です。これをわれわれといたしましては、ぜひ一つの居住地扱い、市町村扱いと、事務所扱いと申ししますか、職業安定所の窓口扱い——この職業安定所の窓口扱いというのは、われわれにとつて非常に便利な方法ですが、この二本建にしたい。これは、もちろん保険運営上の問題でありますけれども、このような措置がとられればというふうに思っております。

さらに、今まで医療券の交付は、何か病気が起きるおそれのある場合に限つてのみ交付ということになっておりましたが、すべてこれを事前交付にしてもらいたい。すでに二カ月間において資格があるのですから、病気がかかるうとかかるまいと、事前交付という形で医療券が交付される、こういう形が望ましいのではないかと。これらのものを裏づけるためには、結局われわれの保険の掛金の問題に、もちろんなつてくると思いますが、われわれ生活困窮者、貧困者を対象にした社会保険として、大幅な国庫負担のこの保険の運営がなされねばならぬ、そういう観点で、私は二分の一をぜひ国庫で負担する、こういうことでなければ、われわれの望んでおるこの健康保険の実現は非常にむずかしいのである、こういうふうに考えます。

保険の問題は、いろいろな立場の参考人がおりますので、まだまだいろいろ出ると思ひますけれども、私は大体以上の点を申し上げて、この機会に、われわれが当面しております問題で、この問題と関連する問題ですが、この国会にも今度請願書を出しております夏季手当の問題をちょっと申し上げたいと思ひます。

この夏季手当の問題は、新聞などに出了たので、皆さんも御承知かと思ひますが、三分の支給です。三分と申しますと、大体八百円程度のもので、全国平均して、これで一つわれわれも何とか夏を越す、あるいはお盆を何とかしなければならぬ、こういうことですが、私どもは、いつもながら、こんなようなことでは、われわれとしても、人並みなことはできないにやうな、せめて子供に何か一つ買つてやりたいう親心を満たすためには、だめなんです。もう少し何とか考へてくれというのを、今まで要求して参つておりますが、十日分を要求しております。この出し方などにつきましても、これは年々歳々夏になる、あるいは冬になるたびに行われること、これを何とかして制度化してもらいたい。従つて、これを別途予算に組んで、特別な措置としてわれわれが受けられるようなことにしてもらいたい、こういうことをお願いしておるわけですが、昨年は——昨年の暮れで、か、やはりこういうことでこの労働委員会でも相当問題にしていたが、昨年はたしか五日分の政府の決定で、昨年よりも、私どもにとつて非常に、日雇労働者の生活の実態に

がみ、何とか追加してやろうというところで、一日分でしたけれども給与の追加支給ということを決めたさうなわけですが、しかし、これは当時の千葉労働大臣は、ここで約束されたにもかかわらず、その後これをから手形にしてしまつて、就労増という形で逃げてしまつて、実際的には、このことについては全国でわずか四、五県程度しか、一日分追加の措置の恩恵を受けなかつた、あとほとんどは握りつぶされてしまつた、こういう経験があるのです。従つてこの夏は、このような生活の苦しさ、実態等を考慮されて、追加というような措置がもしとられるならば、ぜひこの際お願いしたいと思つております。

それから、昨年の暮れだと思ひましたけれども、政府の出した三分分について、地方の自治体で、それぞれ独自の措置として、われわれに幾らかのものを支給する。このことに對して、政府は今までも強い干渉をして、これを押さへてきた。こういうことに對して、この労働委員会、どうかという質問に對して、千葉労働大臣は、いや、それはとんでもない話だ、政府としては、政府の足りない分を自治体が補うことについては、むしろ奨励したい、こういう意味の発言をなされたのを記憶しております。議事録にもあると思ひますが、そのことは今日でも生きておると思ひますが、このようないことを今の政府はどうお考えになつておるか、それを一つ明らかにしていただきたいと思ひます。

まだたくさんあるのですが、時間も大体きておるようですから、あとの参考人とかわりたいと思ひます。

○中村委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○中村委員長 速記を始めて。

馬場参考人。

○馬場参考人 日雇労働者健康保険法の一部改正法律案について、私は諸先生並びに当局者に、この面だけはぜひとも御案してほしいという要望を持つて、実は参考人として出頭したわけでありました。この点につきまして、まず第一点といたしましては、日雇労働者の健康保険法が現在実施せられておりますが、その中において、さらに一部改正をされようというこの段階に當つてお願いしたいのは、日雇労働者は常に失業者であるという、こういうことをまずお考え願うこと、もう一つは、一般労働者と異なり、將來における希望の保障、もしくは社会保障制度として、厚生福利施設が何ら講ぜられていない。たとえて申し上げますれば、昇給、昇進あるいは退職手当等、こういうものをさしておるのであります。

次に申し上げたいことは、その日の収入によつてその日の生活を維持するといふような現在の日雇労働者の実態である。しかも賃金の低廉なるがゆゑに、とうてい貯蓄などは及びもつかないわけでありまして、従つて一日あぶれば一日絶食しなければならぬといふ悲惨な現状に置かれておるの、われわれ日雇労働者であります。従つて、今日一部改正されようとして、い法律案の中に、最もわれわれ日雇労働者が念願し、こいねがついて、点は、次の要点であります。

一般並みに延長していただきたいといふことと、第二には、さきに申し上げたごとく、現在の日雇労働者の実態に即応し、傷病手当を支給してはほしい。なぜならば、現在通称ニコヨンといわれておりますが、失対手帳を受理してゐる者は、労働省の発表によりまして四十二万を数えております。この四十二万の者が、緊急失業対策法の適格者票を受理するためには、法の制定によりまして、主たる生計を営む者に限り整理票を交付されてゐるのであります。そこでこの人たちは、みな一家の大黒柱である、この人が働かなければ、一家をささえていく者は、ほかに何人もないといふ建前をとる重大な責任を持てゐる者だけが、現在緊急失業対策に就労する適格者票を受理してゐるのであります。そういう面から考へた場合に、これは常識上見てわかるように、その一家の生計を営む者が病床に横たつた場合には、一体だれがその一家をささえていくかと申しますと、これは絶対不可といわなければならぬのであります。今日一日あぶれば一日食えないといふような悲惨な状況に置かれてゐる者が、また重ねて病魔に見舞われた場合、その病床に横たつてゐる者は、いかにいい薬を飲まされても、家族のことを懸念しながら横たつてゐるとするならば、いかなる高価な薬であつても、きき目がないといふことにもなるし、かつまた、やはり収入の面がまず第一の心配である。しかば、その収入の面を解決するには、今日健康保険法の一部が改正されようとするその中において、最も必要なものは、やはり労働者階級に四敵する一部改正でなければならぬ

ということがおわかりであると思ひます。さすれば、その一部改正というものは何であるかと申しますと、これはすなわちわれわれが念願している傷病手当であります。この傷病手当を、やはり自分たちに与えてほしい。しかも、その傷病手当の金額においては、多少でも生活の得る傷病手当でなければならぬということになると思ひます。現在行われておる失業保険法の中において、日雇い建保の給付の額において、もし傷病手当を出して貰うとするならば、特に日雇いの失業保険法も右へならえの給付が行われるのではないかとしような心配もあります。それから、その点から、もし傷病手当を勘案してもらふならば、現在の失業保険になされておる給付額よりも、もう少しお考えをいただきたいと思ひます。現在日雇い労働者の失業保険の給付額というものは、昭和二十五年の三月に日雇い労働者の失業保険法が制定されて、そのときの賃金の六割の額が、今日今なお全然昇進も昇給もされないで、そのまま行われておるという矛盾があるのであります。大蔵省が全国に出しておる失業対策の平均予算単価は、たしか百八十二円の当時であったと思ひますが、その中において百四十円、九十円という二段構えの給付を行われておりますが、現在においては二百八十二円ないし三三三円というように大蔵省、労働省の平均予算単価も上昇しておるのであります。それにもかかわらず、失業保険が赤字であるとか何とかいふ口実において、われわれ一番悲惨な階級においてそれが全然考慮されてないということが、まず重大な問題ではないか。こういう問題が解

決されないで、ここにわれわれの念願する日雇い健康保険の傷病手当というものを勘案していただくとするならば、現在の失業保険の給付に行われておる給付額ではなく、さらに一歩前進した今日の賃金体系に即応した給付額を制定していただきたいということを切にお願いしたいと思ふのであります。

現在のわれわれの生活実態というもののについては、先ほど坂本参考人からする説明があったと思ひますが、やはりその通りで、現在の日雇い労働者の実態として、昨年に見られない点は、昨年は血を流して自分の一家の生活をささえる、あるいは病床に横たわっておる人たちの薬代に充てるといふようなところまでは、むしろ行っていないような現状でもあったのであります。ところが今日では、新聞紙上にも堂々と出されておるようになり、またわれわれもはっきり認めておられますように、実際のところ、血を流さなければならぬそのゆえには、一家をささえるというやうな面と、もう一つは、病床に横たわった場合に、健康保険の薬だけではなかなか病気のなおりがおそいということから、やはり養育もとらせなければならぬというところになりますと、その養育をとらせるためには、やはり先だつものは金である。その金の入るところが全然ないというやうなことから自分たちの働いた中からさいて、病床に横たわっておる人に養育をとらせようとするならば足りない生活費の中からそれをまたさらにさかなければ、ききおるのであります。そのために、

これに類し、しかも特に関係を持つ問題でありまして、さつき坂本参考人からも言われたやうであります。経済上、生活上、あるいは日雇い労働者の実態というやうな面と特に密接なつながりを持つてゐる問題でもあります。から、もう一ぺん重ねて申し上げたいと思ふ点は、現在われわれは今年のお盆に際しまして、夏季手当の要求をいたしました。この夏季手当の要求というのは、健康保険、失業保険と密接なつながりを持つたものであります。から、その中からわれわれは十分に勘案して、今年の夏季手当十日分という要求をいたしましたのであります。それにもかかわらず、労働省は、駐留軍の失業者が出てくるとか、あるいは今後ますます失業者が増大するといふやうな言ひのがねのな見解をもちまして、われわれが承しないうちに、一方的に三日分の支給をなさつたのであります。が、ほんとうにわれわれに組織力があるならば、これをけるのが当りまゐるんです。ところが、われわれの経済面というものは、一銭でも与えられないならば、それを受けなければ生活ができなない、一日食わずにいなければならぬといふ面があるために、与えられるものは受けなければならぬという悲しみがある。そのために、一方的に三日分というやうな回答をなされたのであります。われわれは、受けたくないにもかかわらず、それを受けておるといふやうな現状もありますが、私はこの点におきましては、十二分に国会の先生方、あるいは労働省の当局は——まだおいでになつておられません、ぜひともこの点に重大な関心を持つていただいて、健康保険法の制定に当つて

血を流すというやうな原因がそこに現われてきておると思ひます。から、そういう点も十分御考慮願つて、法律の改正をされていく場合においては、分べん費とかそういうものは、もし大蔵省や国家の予算がないとすれば別として、せめても日雇い労働者の健康保険法の制定の対象となつておるわれわれが念願しておるものは、傷病手当であるということ、十二分に勘案していただいて、その面は是非でも今回の法律として通していただきたいということをお願いしたいと思ふのであります。

つきましては、現在健康保険法の中にあります、しかもわれわれの重要な問題であります、受給資格の問題であります。先ほど坂本参考人がいろいろな点であげられましたが、われわれが念願しておる点は、緊急失業対策に働く人たちの就労という面と、あるいはそれ以外に民間専門で働いておる人たちの面と、二分して見なければならぬということになると思ひます。そうすると、現在緊急失業対策に働いておる方々の平均日数を、かりに十三日か十四日とするならば、民間に働いておる方々の平均数は、全都の中におきましても、一番就労面の多い、求人の方が多い芝罘地区の芝罘の状況を申し上げますが、この芝罘というところは、幸いにして東京港を控えておりまして、芝罘の平均を申し上げることが全国の平均にも四敵するといふ形から、向う六カ月間さかのぼつて、参考意見として申し上げてみたいと思ひます。

就労日数面から申し上げれば、一カ月について五日未満ぐらいしか働かないといふ人が四百名、五日から十日ぐらゐ働ける人が二百四十名、十一日から十五日ぐらゐといふ人が二百三十名、十六日から二十日ぐらゐの方々が二百二十名、二十一日から二十五日ぐらゐの方が百五十名、二十六日以上といふ方が百十名です。これは御承知かも知れませんが長期紹介を切られておる方々、あるいはその日臨時に雇用される方々、あるいは指名求人といつて、業者の方から直接指名してくる方々、この三通りの方々を勘案した平均表であります。

次に、月々に分けてみますと、昭和二十九年十二月におきましては一・五、すなわち十二日まで働かないことになりました。今年の一月は七・一、二月は八・一、三月はそれよりちょっと上回りました。一・七、四月は一・六、最近の五月には一・五といふことになっております。こういう現状からみましても、六カ月さかのぼつてみても、十二日働けることがほとんどないということが現れております。それにもかかわらず、今日失業保険法の中の受給資格となるには、二カ月を通じて二十八枚の印紙を張らなければ受給資格者と認められないといふことや、あるいは健康保険というものは、当時参考資料となすものがなかったために、失業保険法を参考資料として右へならえの健康保険法が制定されたに聞いておりますが、実態を調査しないで、こういう矛盾がわたりないうこと、から、私はこの点について、何とか実態に即応した法の改正をしていただきたいという念願を持っております。

決されないで、ここにわれわれの念願する日雇い健康保険の傷病手当というものを勘案していただくとするならば、現在の失業保険の給付に行われておる給付額ではなく、さらに一歩前進した今日の賃金体系に即応した給付額を制定していただきたいということを切にお願いしたいと思ふのであります。

現在のわれわれの生活実態というもののについては、先ほど坂本参考人からする説明があったと思ひますが、やはりその通りで、現在の日雇い労働者の実態として、昨年に見られない点は、昨年は血を流して自分の一家の生活をささえる、あるいは病床に横たわっておる人たちの薬代に充てるといふようなところまでは、むしろ行っていないような現状でもあったのであります。ところが今日では、新聞紙上にも堂々と出されておるようになり、またわれわれもはっきり認めておられますように、実際のところ、血を流さなければならぬそのゆえには、一家をささえるというやうな面と、もう一つは、病床に横たわった場合に、健康保険の薬だけではなかなか病気のなおりがおそいということから、やはり養育もとらせなければならぬというところになりますと、その養育をとらせるためには、やはり先だつものは金である。その金の入るところが全然ないというやうなことから自分たちの働いた中からさいて、病床に横たわっておる人に養育をとらせようとするならば足りない生活費の中からそれをまたさらにさかなければ、ききおるのであります。そのために、

これに類し、しかも特に関係を持つ問題でありまして、さつき坂本参考人からも言われたやうであります。経済上、生活上、あるいは日雇い労働者の実態というやうな面と特に密接なつながりを持つてゐる問題でもあります。から、もう一ぺん重ねて申し上げたいと思ふ点は、現在われわれは今年のお盆に際しまして、夏季手当の要求をいたしました。この夏季手当の要求というのは、健康保険、失業保険と密接なつながりを持つたものであります。から、その中からわれわれは十分に勘案して、今年の夏季手当十日分という要求をいたしましたのであります。それにもかかわらず、労働省は、駐留軍の失業者が出てくるとか、あるいは今後ますます失業者が増大するといふやうな言ひのがねのな見解をもちまして、われわれが承しないうちに、一方的に三日分の支給をなさつたのであります。が、ほんとうにわれわれに組織力があるならば、これをけるのが当りまゐるんです。ところが、われわれの経済面というものは、一銭でも与えられないならば、それを受けなければ生活ができなない、一日食わずにいなければならぬといふ面があるために、与えられるものは受けなければならぬという悲しみがある。そのために、一方的に三日分というやうな回答をなされたのであります。われわれは、受けたくないにもかかわらず、それを受けておるといふやうな現状もありますが、私はこの点におきましては、十二分に国会の先生方、あるいは労働省の当局は——まだおいでになつておられません、ぜひともこの点に重大な関心を持つていただいて、健康保険法の制定に当つて

これに類し、しかも特に関係を持つ問題でありまして、さつき坂本参考人からも言われたやうであります。経済上、生活上、あるいは日雇い労働者の実態というやうな面と特に密接なつながりを持つてゐる問題でもあります。から、もう一ぺん重ねて申し上げたいと思ふ点は、現在われわれは今年のお盆に際しまして、夏季手当の要求をいたしました。この夏季手当の要求というのは、健康保険、失業保険と密接なつながりを持つたものであります。から、その中からわれわれは十分に勘案して、今年の夏季手当十日分という要求をいたしましたのであります。それにもかかわらず、労働省は、駐留軍の失業者が出てくるとか、あるいは今後ますます失業者が増大するといふやうな言ひのがねのな見解をもちまして、われわれが承しないうちに、一方的に三日分の支給をなさつたのであります。が、ほんとうにわれわれに組織力があるならば、これをけるのが当りまゐるんです。ところが、われわれの経済面というものは、一銭でも与えられないならば、それを受けなければ生活ができなない、一日食わずにいなければならぬといふ面があるために、与えられるものは受けなければならぬという悲しみがある。そのために、一方的に三日分というやうな回答をなされたのであります。われわれは、受けたくないにもかかわらず、それを受けておるといふやうな現状もありますが、私はこの点におきましては、十二分に国会の先生方、あるいは労働省の当局は——まだおいでになつておられません、ぜひともこの点に重大な関心を持つていただいて、健康保険法の制定に当つて

決されないで、ここにわれわれの念願する日雇い健康保険の傷病手当というものを勘案していただくとするならば、現在の失業保険の給付に行われておる給付額ではなく、さらに一歩前進した今日の賃金体系に即応した給付額を制定していただきたいということを切にお願いしたいと思ふのであります。

現在のわれわれの生活実態というもののについては、先ほど坂本参考人からする説明があったと思ひますが、やはりその通りで、現在の日雇い労働者の実態として、昨年に見られない点は、昨年は血を流して自分の一家の生活をささえる、あるいは病床に横たわっておる人たちの薬代に充てるといふようなところまでは、むしろ行っていないような現状でもあったのであります。ところが今日では、新聞紙上にも堂々と出されておるようになり、またわれわれもはっきり認めておられますように、実際のところ、血を流さなければならぬそのゆえには、一家をささえるというやうな面と、もう一つは、病床に横たわった場合に、健康保険の薬だけではなかなか病気のなおりがおそいということから、やはり養育もとらせなければならぬというところになりますと、その養育をとらせるためには、やはり先だつものは金である。その金の入るところが全然ないというやうなことから自分たちの働いた中からさいて、病床に横たわっておる人に養育をとらせようとするならば足りない生活費の中からそれをまたさらにさかなければ、ききおるのであります。そのために、

就労日数面から申し上げれば、一カ月について五日未満ぐらいしか働かないといふ人が四百名、五日から十日ぐらゐ働ける人が二百四十名、十一日から十五日ぐらゐといふ人が二百三十名、十六日から二十日ぐらゐの方々が二百二十名、二十一日から二十五日ぐらゐの方が百五十名、二十六日以上といふ方が百十名です。これは御承知かも知れませんが長期紹介を切られておる方々、あるいはその日臨時に雇用される方々、あるいは指名求人といつて、業者の方から直接指名してくる方々、この三通りの方々を勘案した平均表であります。

これに類し、しかも特に関係を持つ問題でありまして、さつき坂本参考人からも言われたやうであります。経済上、生活上、あるいは日雇い労働者の実態というやうな面と特に密接なつながりを持つてゐる問題でもあります。から、もう一ぺん重ねて申し上げたいと思ふ点は、現在われわれは今年のお盆に際しまして、夏季手当の要求をいたしました。この夏季手当の要求というのは、健康保険、失業保険と密接なつながりを持つたものであります。から、その中からわれわれは十分に勘案して、今年の夏季手当十日分という要求をいたしましたのであります。それにもかかわらず、労働省は、駐留軍の失業者が出てくるとか、あるいは今後ますます失業者が増大するといふやうな言ひのがねのな見解をもちまして、われわれが承しないうちに、一方的に三日分の支給をなさつたのであります。が、ほんとうにわれわれに組織力があるならば、これをけるのが当りまゐるんです。ところが、われわれの経済面というものは、一銭でも与えられないならば、それを受けなければ生活ができなない、一日食わずにいなければならぬといふ面があるために、与えられるものは受けなければならぬという悲しみがある。そのために、一方的に三日分というやうな回答をなされたのであります。われわれは、受けたくないにもかかわらず、それを受けておるといふやうな現状もありますが、私はこの点におきましては、十二分に国会の先生方、あるいは労働省の当局は——まだおいでになつておられません、ぜひともこの点に重大な関心を持つていただいて、健康保険法の制定に当つて

カ月しかかかれない、休んでも手当がもらえない、手続が非常にめんどろだ、もう実には不十分だらけの内容でございました。もちろんこの原因は、申し上げるまでもありませんけれども、給付費に対する国庫負担が、全く考慮されていなかったというところに、一番大きな原因があったと思います。昭和二十八年二月に、社会保障制度審議会が答申をいたしましたけれども、その中においてすら、この日雇い健康保険は将来社会保障制度を確立するに当って、かえって妨げになるのじゃないかという答申すらしておる。その事

実は、その多くは生活保護によって救済に困った日雇い労働者や建築労働者健康保険ができる前までは、非常に生

実からも、いかにこの内容が不十分なものであったかということについて、十分御了解いただけるものと存じます。

一体そういう不十分な内容で、しかもその後の数々の予算措置の中で、どの程度国庫負担の問題が実現されたか、こういうことになりますと、政府としては依然として予算がないという一点ばかりで、給付費に対する国庫負担を全く考慮して参りませんでした。ようやく昨年には給付費の一割国庫負担が実現されました。しかし、これが限度かどうかという点になりまますと、私どもは決してそうは考えていないのであります。バッテリーが大砲という問題は抜きにして、合理的な運営をやることによつて、十分給付費の二分の一国庫負担といふものは可能ではないか、このように考えております。

なぜかといいますと、これは日雇いの健康保険ができる前までは、非常に生活に困った日雇い労働者や建築労働者の多くは生活保護によって救済

を受けておりました。日雇い健保がで
きることによって、生活保護の適用を
打ち切られて、すべてが日雇い健康保
険に移行されております。そういう事
実の中で、今まで医療扶助として大体
日雇い労働者に六億七億の支出をし
ておるといことを政府などでは言っ
ておりますが、それにもまして生活保
護が打ち切られるということの中で、
医療扶助ばかりでなく、教育あるいは
住宅、そういう面での扶助が打ち切ら
れるわけですから、相当な金額が、日
雇い健保ができたことによって、生活
保護から実質的には削られておる、そ
ういう事実を十分掘り下げていく必要
がある。その中で、生活保護に使われ
ていた分を日雇い健保の国庫負担に回
せば、先ほどから論議された傷病手当
の問題にいたしても、療養給付期
間の延長の問題にいたしても、給
付内容を現行の一般健保並みに改善す
ることは、きわめて容易である、この
ように私どもは確信を持っておるわけ
でございます。

非常に不幸なことに、どのくらい日
雇い労働者を中心にして生活保護が行
われておるかということについては、
政府は発表しておりませんが、幸い今
日は政府委員もおられますので、この
点などを十分掘り下げていただいて、
国家予算の合理的な運営をぜひお願い
したい、そういうことによつて、全体
のワケをくずさなくとも、十分日雇い
健康保険の内容改善は可能性がある、
このように強く確信をいたしている次
第でございます。従いまして、私ども
はそういう国庫負担の実現によつて、
傷病手当金の支給あるいは療養給付期
間の延長等々、数々の改善点を早急に

実現していただきたい、このように考
えているところでです。

特に傷病手当金につきましては、一
般の健康保険の場合には、多くの場
合、相当程度保険者側、会社側から、
休んだ場合でも手当を受けております
し、そういうことの可能性がいろいろ
あります。しかしながら、日雇い労働
者は、一たん休んだ以上、どこからも
手当をもらえないという一番傷病手当
金を必要といたします人たちがあ
りますので、これに対する実現方法につ
いては、第一義的に考えていただきたい
と考えているところであります。こうし
た内容改善をやつていただく、そうい
う過程において、今まで日雇い労働者、
あるいは職人である、そういう労働等
を自他ともに変えていきたい、このよ
うに考えているところであります。

次に、適用範囲の問題について申し
上げたいと存じます。適用範囲の問題
につきましても、現在の政府の発表を
見ましても、被保険者が五十万から六
十万のところを動いているようであり
ますが、実際はこの保険によつて適用
を受ける人たちの数はどう少く見積り
ましても百二十万はいるだろうと考
えております。しかしながら、五十万か
ら六十万の人が未適用になっていると
いうその事実を、ぜひ注視していただ
きたいと思うのです。なぜ未適用に
なっているかという点については、
大きく二つの理由があるかと存じ
ます。一つは、建築労働者にいたしま
しても、山林労働者にいたしましまし
ても、あるいはつき添ひ婦の皆さんに
いたしましても、きわめて封建的な請
度の中で、末端の雇用関係というもの

は、法に定められました五人以上の適
用事業場へいって働くという場合はき
わめて少ない、多くの場合五人以下の事
業場で低賃金で労働強化で非常に奴隷
的な生活をしている。こういう事実の
中で、圧倒的多数の建築労働者、山林
労働者が適用除外になっている、こ
ういう事実でございます。現に小豆島に
ありますあの有名な石材労働者、単に
あそこはオリーブや観光の町というば
かりではなくて、あそこから有名な石
材が出ておりますが、あそこには約千
人の石工労働者が働いております。こ
の人たちは、労務法の適用は受けてお
りませんが、健康保険の適用は受けて
いない、こういうきわめて片手落ち
の社会保護制度の中で苦しんでおりま
す。これは単に小豆島の石工労働者に
限らず、奈良の山林労働者においても
主が全山を握つておる。そこで伐採
あるいは植林をやつておる二千五百人の
労働者の諸君は、ようやく労務保険は
適用を受けておりますけれども、健康
保険については何らの適用を受けてい
ない。こういう人たちが全国に数限り
なくあるという事実を、ぜひ御認識願
いたいと思ふのです。

なお、第二番目の問題といたしまし
ては、これは建築産業、建設産業を中
心としての問題でございますが、いわ
ゆる大林や清水等の大手筋が中心とな
りまして、全国土木建築国民健康保険
組合という戦域の国民健康保険を運営
しております。それは日雇い健保がで
きる前までは、いわゆる甲乙の二種類
に分けてまして、職員あるいは労働者の
中에서도、職制級の人たちの国民健康保
険を作つて運営されておりました。

日雇い健康保険ができたことによりま
して、さらに丙欄を加えて、丙欄によ
る日雇い労働者の国保適用を推し進め
たわけでありまして、現実問題として、
確かに政府当局にいわせれば、法七条
によつて適用除外をしてゐるのだ、こ
ういうことを言つておられますけれど
も、そのこと自体に、非常に問題がひ
そんでゐるというふうに考えます。現
実問題として、大林、清水等、あるい
はここで今仕事をやっておりますとこ
ろの、戸田組だと思ひますが、そこに
いたしまして、土木国保の窓口はあ
りますけれども、日雇い健康保険の窓
口はあいていないという事実を十分考
えていただきたい。従つて、土木国保
の丙欄でわずかな人たちが、いわゆる
常勤的な人たちが健康保険の適用を受
けますけれども、それぞれ毎日々々こ
の現場に来る人たちは、全く健康保険
の適用を受けておりません。病気になる
方は健康保険があるでしようといつ
て聞いたところが、実際はなかった。
現場の親方が来て、その病人をまたか
つぎ出して帰つていったという事実
は、実は北海道や九州の例ではなく
て、東京のあの体育館を作りました大
成建設の工事現場に起つたごく最近の
事実として御注意を願ひたいと思ふの
であります。従つて私どもは、土木国
保を全部やめてしまふという極論はい
たしませんけれども、少くとも大手筋
が土木国保のみで運営しているという
片手落ちを、ぜひ政府あるいは国会な
どでは十分追及していただく必要があ
る。そして各大手筋が、いずれも日雇
い健康保険の適用窓口を大きくあけて、十
分健康保険の適用ができるように、徹

重な監督指導を即刻実施されるように
要望したいと存じます。

第三の点は、受給要件の問題につ
いてでございます。これは今、山林労働
者の皆さん、つき添ひ婦の皆さん、あ
るいは特に職場に働く皆さんにいたし
ましても、こうしたデフレ経済の中
で、ことに仕事が少なくなつてきてお
ります。私ども建築労働者の場合でも、
昨年の十一月、十二月ネコの手も借り
たいといわれたあのときですら、十五
日働くというのがやつとでした。今年
の一月、二月などは、一月はもうほ
んど働いていない、二月も四日か五日
しか働いていない、こういう人たちが
東京でも横浜でも大阪でもたくさんあ
ります。これは決して私が誇張して
言つてゐるのではなくて、お調べいた
だいてもわかります、事実でありま
す。こういう就労状態の悪化の問題、
それから現実問題として、給付を受け
てゐる間に他の疾病が起きた、あるい
は被扶養者が疾病にかつた場合に、実
際にはその病気が保険の給付の対象に
ならない、そういう実情にあるわけで
あります。こういう二つの理由から、
受給要件をもつとつと緩和していた
だく必要があるのではないか、このよ
うに考えているところであります。従いま
して、前二カ月を遡算して二十八日分以
上、こういう規定がありますけれども
も、さらにそれで救済されない人たちが
たくさんあるというのを十分御勘
案いただいて、たとえば前六カ月を通
じて六十日に下げるとか、あるいは前
二カ月を通じて二十八日分というのを
もっと切り下げるとか、いろいろな方

法を構じて、受給要件を大幅に緩和していただきたいと考えておる次第でございます。こういうふうにしていただきたまへんと、せっかくできました日雇い健保も、実際は被保険者の急場に間に合わないということになるわけでございます。

次に、手続の簡素化の問題です。これは前参考人もいろいろ意見を述べられておりました。とにかくこれほど内容が悪くて、これほど手続の悪いものは、おそらく世界的にも珍しいのではないかと思います。大病病気のたびに社会保険出張所へかけ込むというようなことはおおよそ社会保険というものの概念からは導き出されない劣悪なものだと考えているところなんです。実情をいろいろ聞いてみますと、かぜを引きましても、売薬をまず飲む、それからまあ相当重くなつてから、やっと保険出張所に飛び込む、受給証明書をもらつて病院に行くという実例は、枚挙にいとまありません。このようなことでは、実際には病気をとことんまで重くしてから医者にかかるというふうなことで、保険財政にも少からず影響すると思うのであります。その点ばかりといたしまして、とにかく諸手続を急速に簡素化していただきたい。この点は、今まで要望のありました点にまさるとも劣らないほど重要な点でございます。政府は、今法律改正を要さないのだ、厚生省令を改定すればいいのだ、こういうことを言っておりますけれども、そういう意見の中に、手続の簡素化については、非常に積極性を示しているやに思ふのであります。その理由としては、受給資格証明書を売り飛ばしているのではないかと、いうよ

うなことを言っておりますけれども、このことを掘り下げていけば、現在の一般健保でも、そういうようなことは幾らでもやれることであります。すべからず一般労働者と日雇い労働者の間に、そういう差別待遇をつけるべきではなくて、人間としての取扱ひをしていただきたまへ。そして急速に手続の簡素化をやつていただく必要があるのではないかと、このように考えておるものです。

以上四点にわたりまして、いろいろと私どもが常日ごろ考えております点を申し述べましたが、これらの可能性については、もちろんいろいろ異なる異議も御意見もあるかと存じます。しかしながら、私どもは一刻も早くこの問題を取り上げていただいて、大体一般健康保険あるいは船員保険などは、長い歴史を持つております。それから漸次一定の水準に到達しようとする努力を続けてきました。しかしながら日雇い健康保険だけは、ごく最近できたものであります。しかも、社会保険の体系から非常に遠い劣悪なものである。これを一歩々々解決するのだという御意見もありましようけれども、この際はぜひとも一歩、二歩合せて前進させていただきたいと考えておるのです。従いまして、社会保障制度審議会あるいは社会保険審議会が、国庫負担の増額によつて生ずる手当金の問題あるいは療養給付期間の延長の問題や、適用範囲の拡大の問題、受給要件の緩和の問題あるいは諸手続の簡素化の問題等々を、急速に実現してもらいたいという答申をしておりますけれども、ぜひ本院におきましても、この線に沿つてというよりは、もっともつと

十分御検討いただいて、日雇い労働者のために十分なるこの制度を打ち立てていただくように重ねてお願いをする次第でございます。

以上で終ります。

○中村委員長 以上で参考人よりの意見の陳述は終了しました。

発言の通告がありますので、順次これを許可いたします。滝井義高君。

○滝井委員 これは坂本さんでも馬場さんでもどちらでもいいのですが、血を売る職安労働者が非常に多くなつたということは、最近私たちが新聞で再報道されて知つておるのでございませうが、今の坂本さんの御発言の中に、月に五回も血を売る人があるのだ、こういうことでございませう。血を売る人の三割は職安労働者に占められておる、こういう実態も参考意見として述べられておりますが、もう少し具体的に御説明ができれば、していただきたいと思ひます。そういう血を売つた人というのは、結局仕事があぶれるから、おそらく売りに行くのだと思うのですが、そういう実態をもうちょっと御説明をお願いします。

○坂本参考人 われわれが血を売らなければ生きていけないというこの現実ですが、もともとこの血を売らなければならぬというところは、われわれの生活が非常に低下してきたというところからきておるわけです。できれば、こんなものは売らたくないわけです。そこで、ありのままに一つ述べるといふ御質問でございますが、私が知つておることを一、二点申し上げたいと思ひます。

これは、大体職安の前にお行きにな

るとすぐわかると思ひますが「血を求む」という張り札が各所に張られておるわけです。電信柱とか、あるいは掲示板とかいうところに、必ず「血を求む」というのがあるのです。これは血を売るといふ対象が、職安に集まつてくるわれわれに対して非常に向けられておることです。御存じのように、健康な人でも、月大体三回程度が、血を売る限度とされておるわけでありませう。これは名古屋の例ですが、熱田の職安で、ある子供を五人くらいかかえておる未亡人が、やはり血を売つておつたのですけれども、榮養失調のために血が薄くなると申しませうが、私どもは、そういうことは学問的にわかりませんが、あなたの血はとて

も使えないから要らぬというふうになつてしまつて、そのために、生活が困つてしまつて、組合の方へ相談に来たのであります。とにかくそういうことを売るといふことについては、血を売らなければならぬ。今、手元に詳しいデータを持って来ておりませんが、大体そういう点で御了承願ひたいと思ひます。

○滝井委員 その程度でけっこうです。

それから、さいぜんの馬場さんの参

○馬場委員 これは芝浦だけの傾向ではわからないと思ひますが、あなたは全日本民主日僱労働組合協議会の議長、坂本さんは全日本自由労働者組合の副委員長をされておるのですが、全国的に見て、政府の統計を見ましても、昨年十二月には有効手帳所持者は六十万人くらいおつたのですが、今年になると五十六、七万人台下つてきつたということなんです。これは、今から上るかも知れませんが、下つてきておる。あなたの方の御説明によつても、十一日とか、七日とか、八日とかいうことになつておつて、これではどういふ——一カ月に十四日以上働かなければ、二カ月に二十八日以上働かなければ、日雇い労働者の対象が少くなつて、日雇い労働者の健康保険の恩恵に傾向が顕著に出てくると思ふので

す。政府の統計で申しますと、今申しましたように下つてつたようなんです。が、あなたの方の職安においても、だんだん日雇い労働者の健康保険の恩恵に浴せぬ人が多く出るような傾向が出てきておるのかどうか、これを一つ御説明願ひたい。

○馬場参考人 私が芝浦の例を申し上げたという点は、全国から見ても、あるいは全都的に見ても、民間の求人あるいは就職率からいっても、一番多い地点だという観点から申し上げたので、これを全国的に、あるいは全都的に平均した場合、むしろ芝浦を中心とした平均よりも下つたと思ふのです。おそらく七日か八日まで行かないと思ふのです。一カ月の就労が。これは一番就労率の多い、就労人の多い芝浦の平均を申し上げただけです。しかも昨日私は職安の所長から統計書を見せてもらつて、これを参考として申し

上げたい点がありますから筆記したものであつて、おそらく私がここに申し上げた以上に、日数は下ってくる。だから、先ほど申し上げた受給資格の点から、はつきり申し上げれば、六ヵ月を通じて六十日というよりも、むしろ私の主張は、一ヵ月に十枚印紙を張れば、翌月から受給資格者と見なしてほしいというくらいで、われわれの受給資格の方法を緩和してほしいということをお願いするのです。これは一番離れた鹿児島の場合を申し上げてみれば、私は二月二十九日から三月三日まで鹿児島県の職安にいたことがありますが。そのときに、職安で二百人からの女の方々があふれておりました。これに対して、いろいろ一人々々約十二、三人の方に質問してみますと、当然緊急失業対策就労資格者をもらう資格者であるにもかかわらず、緊急失業対策事業費の予算が僅少なために、それと同時に、地方財源が乏しいという面から、主たる生計を営む大黒柱でありながら手帳がもらえない。すなわち、どうしたときに手帳がもらえるかと申しますと、結局は、現在の手帳をもらった方が転職するなり、あるいはやめていくなりした結果でないといふ、その穴埋めに純然たる資格者が入れてもらえないというようなことから、二百人のマール民という、あぶれたときに何ら保障されない手帳を女の方が預けられておいでになつたわけですから、それじゃ、しからばあなた方一ヵ月に三日しか就労できないというところをおっしゃいますか、これに対してどの面から生活されるのですか、こう聞きただしましたところ、以前鹿児島のある問題で、パンパンの問題がある

いは婦人の問題が出たと思ひますが、やはりあれと同じように、結局まづたばこを吸いたいと思ふならば、人のうしろをついて行って、もらひ捨ててしまつたばこを吸つて、いわばたばこを吸つたという気分を味わう。生活費が足りないといふれば、結局自分の血を売るか身を犠牲にするか、そういうことをして結局一ヵ月の生計を補つていかなければならぬといふようなまなまなしい現実を私は聞いたことがあります。そういう面から見ますと、われわれ健康保険法を実施してらつて今日、あるいは失業保険法を制定されて実施してらつて今日、受給資格者となるにつれて、まづ一番の困難性は、就労が困難だといふ点を十分お考え願ひなければならぬ問題になつてきているのじゃないか、こう私は思つて、芝浦の例を申し上げたのでありますが、芝浦の例は、最大のいい方の例であつて、平均すれば、もっとも悪くなる平均が取れるといふことであると思ひます。

○滝井委員 わかりました。次に唐沢さんにお尋ねしますが、比較的大きな土木建築業者は、土木建築の特別国民健康保険を持つてゐるわけですか。この特別国民健康保険が、土建の労働者の中に日雇い健保が普及しない一つの隘路になつてゐるのではないですか。法的にいつて、国民健康保険は、日雇いの労働者健康保険の被保険者は除外することになつてゐるはずだ。あるいは私の記憶違いかもしれませんが、その記憶しているのですが、その点は、あなた方どうお考えになりますか。

○唐沢参考人 御指摘の通りだと思ひます。それにちょっとつけ加へさせて

いたしたいのですが、先ほど言葉が足りませんでした。法七条によつてそういう適用除外を、たとえば東京などの場合には、東京都にうちの会社でこれとこれとこれは特別法でやるんだという届けを出してあります。たとえば十人出してあります。現実にはその何十倍という人が現場で働いてゐる。しかも、この仕事をすれば解散する、解散して、しょっちゅう移動するわけですから、従つて、その人たちは目もくれない。オーバーして本表から落されてゐる労働者が数限りなくある。これは今、先生がおっしゃつたように、非常な隘路になつてゐる。このことは大林、清水の職員の方ですら、大へんこれは問題だといつて、問題にしているという事実などから見ても、実情がいかにひどいものであるかといふことを、御認識願ひたいと思ひます。

○滝井委員 私はやはりその点は、事業主の方がなかなか手だと見てゐる。というのは、国民健康保険は二割の国庫負担、特別健康保険は二割の国庫負担、日雇い労働者は一割です。だから、事業主にすれば、組織するなら国民健康保険法が得たといふような形も出てくるのじゃないかと思はれる。この問題は、非常に重要な多くの問題を含んでゐる。私も少しこの問題については研究しておりますが、あとの方の時間もないので、お聞きしたいことを次会に譲らしてまいりまして、受給資格証明書の手続上の問題ですが、今病氣になつた、そのなつた疾患について、受給資格証明書をもらつて医者に往く、病氣が癒つたり、ある

いは家族が病氣したりすると、また持つて行かねばならぬ。これを職安の窓口あるいは居住の市町村でやつて行く。この二カ所ですらやつてもらへば一番いいのだといふことですが、あなた方から見て、こういうところに隘路があるからこゝろがどうもできないといふ隘路がありますか、それとも別に隘路はないのか、やればすぐできることなのか。どうも私たちがちよつとすぐできるような感じがするのですが、現実にあつた方が、職安や市町村あるいは社会保険出張所等に行つて、社会保険出張所から発行しなければ工合が悪い。さいせんは、一々全部もつて渡してゐるとそれを売買する、あるいは人に貸して金をもらうというやうなこともあると言われるが、これは人間の信頼の問題で、大した問題でないと思ふのです。何かほかに、行政上で職安の窓口でやつたりしたならば、こゝろの隘路があるからできないのだといふことがあつたら、お教へを願ひたい。

○唐沢参考人 私どもは、今までの経験では、何らそういう隘路はないと思ふ。むしろ一刻も早くそういうことをすることの方が、今社会保険出張所の窓口でもどこでも、あまりの複雑さで、ですから、われわれもですが、職員も手を上げてゐるのです。だから、一刻も早くこれを簡素化するといふことが必要じゃないか。簡素化する方法はいろいろあるでしょうが、たとえば一回一枚の受給資格証明書を出して、それを持つていけば、本人であることが家族であることが、腹が痛かろうがどこが悪かろうが、どこへでも行かれる。最低限度ある程度はやり得る手続上の簡素化というものは、十分やつていた

だける可能性のあるのじゃないかと考へております。

○山花委員 一言だけ、今後の審議の参考にしたと思つてお聞きするのですが、ただいま馬場参考人の方から、芝浦の就労日数の陳述がございました。この件に關しては、滝井委員の方からもいろいろ質疑を重ねておりましたが、保険局長がおいでになつておりますので、当然この日雇い健康保険の改正案を出すに關しましては、それらの各職安における就労統計といふものを十分調査なさつていらつしやるだらうと思ふのですが、馬場参考人の御意見だと、多くの人が資格がなくなる結果が出て参りますが、こゝろの点に關して、保険局長の方では、馬場参考人の陳述されたことが妥当であるかどうか、政府の方でどういふ調査統計を示しておられるかどうか、こゝろのやうな点に關して御説明を願ひたいと思ひます。

○久下政府委員 私どもは、就労日数につきまして得ております資料は、大体全国平均二十日ないし二十一日くらい就労日数がある、こゝろの数字を基礎にしていろいろなことを考へておるつもりでございます。

○山花委員 馬場参考人の陳述の御意見と、政府当局の御意見とは、ずいぶん食い違ひがあるわけでありまして。そこで、もう一点お尋ねしたいのは、政府当局のたゞいまの御答弁は、一般的に言われております就労二十一日の、俗にいう職安を通ずる登録労働者と申しましうか、そういう関係のことを言われておるわけで、馬場さんの方は、一般民間における俗にいう自由労働者のことを言われておるのかどう

か、その仕事の性格も、われわれははつきりつかないと思ひますので、その点、どうしようになつておるか、一つ……。

○馬場参考人 政府側の今の一月就労を二十日ないし二十一日という見方は、これは緊急失業対策事業に就労している、整理票を持つておられる方のみならず、やはり緊急失業対策の申請した方は、やはり緊急失業対策の手帳を持つていながら、民間の業務、求人に応じておられる方々、あるいは当然緊急失業対策の手帳をもらひ得る資格者であるにもかかわらず、先ほど申し上げたように、予算の僅少なうにために手帳が交付されないというふうなそういう方々に対して、一時気まぐれ的な民間の手帳を、東京都の場合でも、約九千人からに対してマル民という、あふれたときに保証も何もない手帳を交付しているわけです。これは地方は地方で、マル民という名前ではなくてマル外というような名称で、千葉県は千葉県で出しております。やはり鹿兒島は鹿兒島、四国は四国で空白のままに出したり、いろいろその県々によってマル民というものの扱いをしていくわけですから、そういう方をひくくする、当然やはり四万ないし五万人の人たち、純然たる民間を中心として臨時的に働く人たちがそういう状況にあるということは、私どもとしては、ここにはつきり言ひ得るのではないかと、こゝろを思ひます。

○山花委員 大体その仕事の性質が、政府と馬場参考人の御答弁によつてわかつて参りました。

そこで、政府の方にお尋ねしたいのは、ただいま馬場参考人が陳述をな

されたような内容を持った、一般にいう自由労働者あるいは日雇い労働者、これはこの保険の範囲内に入れないという方針でこの日雇い健康保険ができておるかどうかが、あるいはそれを入れるつもりでいたが、今言つたような事情で事実上受給資格がなくなつておるか、こういうことに相なつておるか、どうか、この点一つ御説明願ひたい。

○久下府委員 日雇い健康保険法によりまして、前二カ月二十八日の保険料が納付されることが、受給要件になつております。そこで、現行の法律の規定の中には、二カ月を通じて二十八枚の印紙を張る。すなわち二十八日以上の就労の見込みのない方は、その申し出によりまして、日雇い健康保険法の被保険者にならないでもよろしい、こういう規定があるわけでございます。

なお、念のために申し上げますけれども、私もが保険財政を考へて参ります場合には、財政基礎といたしましては、平均して月二十日分の保険料が納められるというのを前提にして収入を組んでおるわけでございます。そういう点も関連がございますので、それ以下である月平均十四枚の印紙が張り得る見込みのない方は、法律の規定によつて、被保険者から強制適用を免れ得るようになつたわけでございます。

○山花委員 もう一点お尋ねしたいのですが、ただいま政府委員の説明によりますと、加入の選択自由というよう

な形、一応そういうふうに私の方では受け取れたのでありますが、緊急失対事業に働く一般的な、登録労働者といつておりますが、登録労働者の場合には、これはいつの場合でも、ほかの

問題に関連して政府と質疑を重ねておりましたも、東京あたりは二十四、五日、全国平均は二十一日、どんな内容のところでも十四、五日は下らない、こう政府当局は答弁をなさつておられるのです。そうすると、これは全員が一応加入できるということに相なるわけでありまして、そこで問題になりま

すのは、ただいま馬場参考人から言われました俗にいうマル民であるとか、あるいはマル外であるとか、こういう労働者の扱いを、単に本人が加入しなくてよいということであれば、これはそれでよろしいということであらう。事実上入らなくても、十二日とかあるいは十日くらいでは、保険金のかけ損になるような結果にも相なるしまたかけ損になるようだったら、むしろ入らない方がましだということにも相なるだろうと思ふのです。そこでこの問題は、健康保険法を作つた根本的な精神から考えますと、どうもそういうような措置は私はよろしくないと思ふのです。が、これらの点に關して、もう一度一つ馬場参考人あるいは保険局長の方から説明を願ひたいと思ひます。

○馬場参考人 私は健康保険法の制定を見られた原因というものは、これは厚生省で日雇い労働者の就労実態を現実に調査なされてやられた健康保険の制定ではなかつた、こう思ふのです。それは、マツカサーが日本の政治機構に支配を振つておつた当時、失業保険法が制定されようとしたときに、われわれはあくまでも、まず待期間をなくして今日あふれたから今日くれという

ような絶叫をし続けたわけですから、ところが、これにもかかわらず、当時の失業保険課長であつた、前基準局長でありました労働省の亀井氏が、あくまでもこの面についてはマツカサーの方のきつい指令である、何とかしてこれを実行に移さなければならぬというやうなこともありまして、これに對しましてわれわれは極力反對をして、當時安定局長であつた現在の事務次官齋藤氏にも、納得するようにわれわれは強硬に申し入れ、あるいは当時の労働大臣にも強硬に交渉したのでありますが、

当時労働省としては、GHQに、この失業保険法制定に當つてお百度を踏んでおつたわけですから、しかし、われわれがどうしても納得しないために、最後の段階においては、私自身のGHQの七階まで連れていって、当時のキレン課長、コレットに私を面談せしめた。その席上には、失業保険課長であつた、その失業保険の制定を見た原稿をでっち上げた亀井氏もそばにつき添つて、キレン、コレット相手に、私は、敗戦の国民に対する社会保障のやり方、あるいは戦勝国であるアメリカがもしこれをやろうとする場合の方法論等について、三時間にわたつて、結論を出すためにやつたのでありますが、最後にアメリカの方のコレット、キレン課長から出た言葉は、これは吉田茂がやるのじゃない、日本のこの土地に社会保障というものがあまり見られない、だからアメリカが先ず第一回として、

英國の社会保障制度に見習つて第一歩を踏み込むためにこれを実施するのであるから、いいか悪いかは別として、一応やつてみた上で、ほんとうに二、三カ月か六カ月のうちに、これ

に、強硬に実施されたのです。ところが、これがはからず、待期間の問題については、一日かそこら短縮されたようにも思ひますが、やはり健康保険を制定するに當つてわれわれが厚生省にきつて要望したのは、現在の失業保険法に右へ並えのやり方ではまことに困る、だから健康保険法を制定するならば、やはり健康保険法独自の立場で、失業保険法というものを習得ない独自の、われわれの現状を察知した健康保険法を制定してもらいたいというところで、われわれは相當強硬に申し入れた事実を持つておると思ふので、ところが、これについては何ら調査もされないで、いいか悪いかは別として、日雇いの失業保険法に右へ並えてこしらへられた結果、こういう受給資格者の問題について、自分の国の方として、健康保険料がかげられる者だけを対象として、利潤の上らない、政府が損をするようなものは対象としな

いということでは、これは社会保障といふ言葉を弄する必要は、私はむしろここには成り立つてこないと思ふ。だから、やはり救われない者を救おうとするところに、社会保障制度というものの立法が必要になると私は思ふのでありますが、健康保険法の制定に當つては、特に私は、救われない者を救つてやろうといふところに意義深い堅持を持たれて、やはり受給資格者となり得ない——二カ月を通じて二十八枚を張れないというならば、一体何枚張れば受給資格者になれるかといふことを検討していただきたい。そうして一番最低の、一番の難関になつてゐる人たちの救うために、その面の努力を払つていただきたいということを、私たち

は日雇労働者の立場から切望したい、こう思っておるのではありませんか。

○中村委員長 久下政府委員、答弁あります。

○久下政府委員 私から実情を申し上げまして、お答えにかえたいと思ひます。

ただいま御指摘のありましたように、この日雇労働者健康保険法を出発させるに当りまして、実は私どもが一番悩みにいたしましたのは、率直に申し上げて、資料が不十分だったことであります。この点は率直に認めます。しかしながら、私どもとしては、あらゆる角度から、内閣の統計その他労働省の資料など、すべての点からいろいろな資料を収集いたしましたので、そして最初に原案を作成いたしましたような次第でございます。一番問題だった資料がございせんでしたのは、日雇労働者という特殊な就労状態にあります方々の疾病の状況でございます。これは実は率直に申し上げまして、ほとんど資料がなかったといつていいような実情でございました。

それにいたしましたとしても、もの考え方といたしましては、やはり一般の社会保険という建前からこの制度を考えていきます場合には、失業保険にならうかといふ御指摘が今ありましたけれども、私どもの考え方としては、やはり保険給付に必要な費用は、若干の一定率の国庫の負担は当然必要であるにいたしました。給付の実態に必要な費用は、保険料をもってまかなうべき性格のものである、こういう前提に立ちましていろいろ計算をはじきました。そうした上で、当初の政府の案というのが一応まとまったの

でございますが、はなはだ遺憾ながら、私どもの当初の希望のように、国庫の負担というものが、先ほど来御指摘がありましたように、確かに最初の案では実現がなくて保険料だけでまかなうていくという健康保険的な考え方だけが、政府としては取り入れられたいような格好になったのでござい

ます。そのときに、私どもとしては、実はこの問題につきましては、ほんとうに深刻に考えたのでございす。先ほど社会保障制度審議会の答申等のお話もございしましたけれども、果してこういうものでやる方がいかうかといううようなことも、実は十分検討し、現実にその当時私どもが判断、措置に迷っておりする時分に、日雇労働者の代表の方々が厚生大臣の部屋にお見えになったこともあったのであります。その際も、あからさまにこの点は申し上げまして、今この制度を、この形においてでも出された方がいいかどうか。実は私どもは、一度こういう形で出しておくと、いろいろな御批評が出て参るので、漸次これを改善していくというためには、この程度のもので満足させておく方がよろしいのではなからうかといふことで、一部の関係者ではございましてけれども、そうしてもらいたいというお話もあったので、当時出されたのであります。しかしながら、いよいよふたをあけてみますと、ただいま参考人からのお話もございしましたように、相当強い反対、こんなものなら返上するといふような御批判もいただいております。私どもとしては、そういういろいろな御批判に對しましては、とにかくこの問題は

漸次改善をして参る所存であります、われわれの努力と、皆さんの御協力を期待をいたしましてやりますからといふようなことを申し上げて、とりあえず現状のような実態に立ち至つたような次第でございす。私どもは、率直に申しまして、決して現実の実態でいいということとは、どこに對しても申し上げておらないのであります。漸進的に改善していくという態度で、この問題に臨んでおるつもりでございす。従いまして、この制度の立て方といたしましては、先ほど財政的な問題も申し上げましたが、あれこれひっかかりもございすので、問題点はまだまだあるかと存じます。ことに問題は、受給要件を満たし得ないような人—今のお話は、受給要件をどうきめるかという問題にかかつてくるのであります。かりにこれを十日にいたしましたとしても、それでは八日、九日の人はどうするかという問題が、必ず次に起ってくる問題であります。この辺は、議論としては次々に起つて参ります。一般の資料もございせんし、一応国の制度として失業保険の制度が前二カ月二十八日ということが受給の要件になつておりますので、これをとりまして財政計算をいたしましたところ、それが成り立っていないやうなところ、現在の制度をとつておりますやうな実情でございす。

○山花委員 最後に一言だけ、やはり審議の参考としてお伺いしたいと思ふのであります。先ほど馬場参考人の方から、マル外あるいはマル外の他いろいろと実情をお話しになりました。そこで、政府委員にお尋ねいたしましたところが、政府委員として

は、大体二十日、二十一日の就労がある。そこでさらにお尋ねいたしましたところが、これは緊急失却事業の関係である。そうなりますと、馬場参考人の言われた業種と、政府委員がお考えになりお答えになった業種とは違ふという点だけは、一応はっきりしたのであります。

そこで、なおお尋ねしたいことは、馬場参考人が言われた芝浦の戦場、あるいはマル船、マル外その他特別の職安の窓口において取扱ひをしておるこれらの、率直に言つて自由労働者の諸君が、馬場参考人の言われたやうな実態であるかどうかということを、政府としては御確認を願へるものであるかどうか。あるいは馬場参考人の言われた点は、政府としてはまだ疑義がある、どうもあやふやだといふふうにお考えになるかどうか。これはわれわれの今後の審議の参考にしたいと思ひますので、一応その点を政府委員の方から明らかにしていただきたいと思ひます。

○久下政府委員 私どもといたしましては、実は就労日数につきまして、厚生省だけで特別な調査をいたしておりませんので、ただいま馬場参考人が引例をされました芝浦の実情といふものを、否定する資料はございせん。

○山花委員 私は、かようなことがあろうと思ひまして、特に健康保険の問題は所管が厚生省になつておりますが、単に厚生省だけの政府委員では、質疑を重ねる場合に非常に不便を來たすといふやうな観点から、委員会が始まる前に、特に登録労働者、自由労働者に関係の深い労働省の職安局長の出

席を求めていたのであります。今、厚生省の関係で、その点がはっきりわからない、こういう御答弁がございした、が、こういうことにならうと思つて、私は職安局長の出席をお願いしておいたのです。これは一体どうなつたのでしようか、一つ委員長の方から確かめていただきたいと思います。

○中村委員長 お答えします。局長は大蔵省へ行つておりましたが、失業対策課長は来るという返事であつたのであります。

○山花委員 ちょっと他の委員の質問があるやうでありますから、そのうちに來られたらお尋ねいたしますが、來られなければ、時間の都合もありますので、今後一つ嚴重に委員長の方から申し入れをしていただきたいと思います。

○中村委員長 受田新吉君。意見書を拝聴いたしました。特に考えを深くいたしましたことは、安定した職務に従事しておられない方々に對しては、健康上の不学が非常に大きいといふこと、ことに血を売ったり、もしくは売薬等によつてその面を糊塗したりするやうな氣の毒な方が、ことさらに多いといふ実情を伺つたわけでありす。従つて、例の健康保険法でよくうたつてある業務外の負傷であるとか、死亡といふことが、その勤務中以外に行われる公算が多に思ひます。従つてそうした業務に基く死亡負傷と異なつて、保護を受けることの非常に少い業務以外の負傷とか、疾病、死亡とかいふことを多く受けられる日雇労働者の方々に對しましては、ある

いは死亡した場合における不安に対して、皆さん御自身としてのお互いの仲間における団結その他による処置策というものについて、ずいぶん苦勞しておられると思うのですが、そういう点について、常勤の労働者と比較して、健康上並びにそうした場合における不安定なる職務に従事される方々の特殊の事情を御説明いただけたらと思うのであります。

○馬場参事人 その点につきまして、実はこれは組合によってのおの異なるおのと思ひますが、まず先ほど申されました勤務上のときにけがした場合に、当然労災という面がかかり得るのではありませんが、それ以外に、要は病氣をしたとか、あるいは自分の個人的事故でやっただけの場合においては、組合々々によって毎月十円の掛金、あるいは毎月十円の共済金費というふうなものを集めて、それによって本人が死亡した場合は二千元あるいは千円、あるいは五百円というふうな形のものもあり、あるいはけがをして一週間も休んでおれば、その組合のいわけ共済会的な内部から五百円なり、あるいは一日幾らというふうな日割で出すというふうな方法が、全部にとられておるといふ意味ではなく、そういう組合も現在はあるわけでありまして、ほんとうに全組織にそういうことがとられておるといふことはありませんが、組合員の就労面あるいは個々の人の賃金、いろいろな面において、そういう形がとられておるといふこと以外に申し上げられない点であります。

○奥田委員 安定した労働に従事しておられないという点における不利を是正するためにも、日雇い労働者の方々に

に対する健康保険に対しては、特に保護規定を強化しなければならぬというふうなわれわれ感じも持っておるのであります。

もう一つお尋ね申し上げておきたいことは、皆様の三つの組合において、その属する方々の中に、国家の公務に従事するとか、地方公共団体の公務に従事する方々を含んでおられると思うのであります。そういう方々と、国家の失対その他地方公共団体の公務に従事される方々と、そういう公務に従事されない方々との間における比重とか、あるいは差別的な取扱いかいどうものに、感づかれるようなことはござい

○馬場参事人 その点が、先ほど厚生省のお方といるいろいろの談合を重ねた点だと思ひます。要は、この健康保険法を制定するにおいても、失業保険法を制定するにおいても、今の厚生省の方から一番最初の見解からわれわれが感じを受けた点を申し上げると何だかかきられない人、資格者になれない人、そういう人は当然除外していかなければならぬというふうなことのようによ

政府が現在日雇い失業保険法を制定するに当たっても、健康保険法を制定するに当たっても、主として今の見解の発表によりまして、緊急失業対策に就労する者に重点を置いてやられることであつて、しかも民間に中心を置いて、予算の僅少なうがために、予算の僅少なうがために、これは一方的にわれわれの方の責任じゃない、あくまでもこれは政治の貧困から来た結局政府の責任たるべき問題であると思ひます。それにもかかわらず、いわばマル民に

就労のできないデフレ政策の今日において、民間の企業というものは一切次々に崩壊していき、それによって、失対に就労したいというのには、予算が僅少なうがために、われわれの登録手帳も、当然資格者でありながらもらえない。しからば、どうされているかという、一方的にもう少し待て、もう少し待てというところの上において、先

ほどから申し上げたように、マル民、マル外あるいは無登録のままに働かされて、しかもその無登録のままに民間を中心にして働いているという現状において、一カ月を通じて一番就労率、求人者の多い芝浦を先ほどから申し上げたのであります。そういう地

点においても十一月、十二月働くということはほとんど困難であるというふうなことから申し上げれば、やはりそこらに今後のあり方として、対象にならない人は対象になつてもらふ必要はないというふうなことを政府が言われ

るとするならば、一応頭の切りかえをしていただいて、そうして政治というものを進めていくためには、一番苦しい人たちは、いかに明るい生活の中に置いていくかということに根本に置いて、まず理事者側としてはその点をお考え願つて法を進めていただかなければ、だんだんそこに差別待遇が深く

なつてくる、こういうふうな考え方を持つものであります。

○唐沢参事人 今御質問のあった点ですが、私どもは、いわゆる本来的な自由労働者であります。ところが、職業安定所に建築労働者の紹介能力があるかどうかということになりますと、それはもう全くゼロです。これはもう何の能力もない。従つてわれわれは、仕

事を求める場合には、やはり非常に古い、封建的な仕組みの中で、頭を下げながら仕事を求めていくか、あるいは労働組合などの民主的な職業あつせん、あるいは労働者供給事業等を活用して仕事を求めていくか、そういうこととなるわけですが、もちろんわれわれとしては、後者の方をより拡大していこうという努力はしておりますけれども、いわゆる封建的な仕組みの中で非常に苦しんでおります。たとえば、天

竜川あるいは高知県などいろいろな堤防工事が行われる、建設省の仕事が始まる、そういう際でも、実際には、建設省の職員組合もありますけれども、そこでの雇用関係というのは、ところどころに相当ないわゆる親玉がいて、それに頭を下げて就労の機会を得ているというふうなことで、先ほど御質問がありましたように、確かにそういう苦勞をして、建設省なりその他の諸官庁の仕事、公共事業などへ就労し

ましてややはり同じところで、まあまあ失業救済してやっただけというふうな程度の取扱ひしか受けていない。公務員の人のたのいろいろな考え方の中

で、日雇い健康や失業保険を適用しようという動きは漸次ありますけれども、全国的に見れば、その例は非常にわずかである。依然として、二日、三日あるいは一週間あるいは一カ月、そういう短期間の中では、社会保険は何ら適用を受けていない、仕事が終ればそれで済んでしまふ、こういうみじめな状態が続けられている。かといつて、それじゃ、われわれの方に非常に強固な相互扶助の機関があるかといふと、決してそうではなくて、依然としてそういう相互扶助の機関を設けて、何とかし

て自分たちの病氣や、けがの問題をもっと処理していくいろいろな対策が必要じゃないかといふことは考えていますけれども、もちろん自分たちだけの相互扶助というふうな形だけでは、どうにも解決がつかない。従つて、どうしても建設労働者の失業保険というふうなものを一応最終目標として、やはり政府で、あるいは国会で、どんなやつてもらおうじゃないかという声が漸次強まりつつある、そういう実情でございます。

○奥田委員 国家公務員の共済組合法あるいは市町村の職員に対する同様の法律等の適用を受ける方々も、一部におられるわけですね。そういう人々の均衡というふうな問題も、考えられることになつておるのです。従つて、いわゆる社会保険的な性格を持つものの

中で、そうした国家の公務に従事する形、あるいは地方の公務に従事するような形のものと、しからざるものが差別的待遇を受けるというところは、これはわれわれとしては、はなはだ忍びがたいことなんです。願わくばそういうところの不均衡を是正して、同等の国家の保護を受けることができるよう

な形に、これを持っていかなければならぬと思つておるのです。私はさつきからお話を伺つておりますと、今、日本で一番悲惨な生活状況にある方々は、日雇い労働の方々である。しかも生活保護の適用と日雇い労働の立場とを数えてみると、日雇い労働でかせげばか

せぐほど生活保護の方が差し引かれるというふうな現状は、仕事に対する希望を失わしめることになる。これは非常に重大な問題だと思ふので、皆さんの御苦勞をしていただいている実態を

十分つかんで、われわれ国会の審議の参考にしたいと思っています。

もう一つ、さつき唐沢さんからでした。が、手続の簡素化に触れて、受給資格証明書ですが、政府が、どんどん発行さばくようなものをもって差し繰ておるといふ危険が非常に多いということに対して、自分たちはさうなことはお互い慎しんでおるから、それはほかの一般の健康保険適用者と同様のなことがあるのだというようなお言葉があったと思うのですが、そこで受給資格証明がしばしば売りさばかれるということに対する政府側の御見解と、それから皆さん側の、そうしたものに對してはお互いが慎み合つており、また健保の場合においても同様なことが考えられておるのだから、差別をする必要はないという立場を、私お伺いしておきたいと思うのです。

○唐沢参考人　先ほども申し上げましたように、私どもは、いろいろな要望がある中で、特に手続の簡素化については、至急にやっていただきたいということを熱望しているわけです。その必要性については、今さらくどくどと申し上げるまでもなく、できることであれば、今の健康保険でやっておりますように、ああいうものをいつも自分が持つておつて、病氣にかかった場合においては、それを持つて医者に行けば、すぐかかれるということにしてみたい。これは最初からの要望ですが、厚生省の方はそれはできないというので、現在のああいう、病氣になつて社会保険出張所へかけ込むという仕組みになつてしまつた。それをもっと簡素化してくれというわれわれの要望の中で、やはりそこに何か不正がある

のじゃないかというようなことを漏らしておる。従つて、そういうことを簡素化すればするほど、不正問題というものもがもっと拡大されるのじゃないか、こういうようなことを言つておるのか、ことに對して、私どもとしては、ばかばかしいことを言うな、そんなわれわれを信ぜないようなそういう態度については、絶対納得ができない、不正云々ということになるば、今の健保でもやろうと思へば幾らでもできるのだ、疑い出したら切りがないじゃないか、われわれだけがやるという根拠は全くない。むしろ、今病氣になつて証明書を書いた。むしろ、今病氣になつて証明書を書いた。本人も扶養家族も一枚の紙に書いておるに、どんなときにも、どこの医者にもかかれるということによつてやつた方が、百歩を譲つて不正という問題をとらえてみても、その方が不正防止になる、そのことを粘り強く政府当局に要望しておるのですが、わかつていただいておりますかどうか、とにかくわれわれとしては、改正することが、かりに百歩を譲つても不正防止になり、被保険者も非常に便利、そういうことになつて、ぜひやつてもらいたいということをお願いしておりますであります。

○小島委員 関連して。私、さっきから参考人の意見を承わっているのですが、また同時に、先般あなた方からいただいた陳情書のようなものを拝見したので、どうも話が、生活保護というか、そういう事業と、健康保険を作っておるということと、觀念がこんがらがっておるのじゃないかと思われるのです。たとえば、ほんの四、五日しか就労しない者に対しても健康保険

を伸ばしていけ、範囲内に入れろというようなことになれば、健康保険の維持についてどうなるかというようなことも、考えてみなければならぬと思うのです。ことに、私がもう一つはつきりわからないのは、あなた方の御希望の中に、受給条件として二か月の間に二十八日間、または六か月の間に六十日間、こういうように選択のできるようにしろ、こうおっしゃっておるので

か。日曜健康保険をやっていくとい
う考え方とは違ってくるのではない
か。そういうあなた方の思想という
ものが、話の中にこんがらがって
いるのではないかと思うのです。少
くとも二月二十八日間、もしくは
六カ月六十日という線の間には、
非常に違いがある、全く矛盾して
いるのではないかと、そうお考え
になりませんか。

○馬場参考人 私たちが健康保険の制定をお願いしている観点は、一番最初から交っていないと思うのです。それは先ほど私が第一点として申し上げたように、日雇い労働者というものを、普通の工場労働者のように取り扱われたのでは、実際迷惑千万だというよりも、それだけの保証がされないということです。結局、私が第一点として申し上げたように、日雇い労働者は、常に失業者であるという観点から、これを特別な健康保険制度として、やはり保険法からいけば、国庫があまり負担

をするということなく、ただ事務費だけを負担するということになるかも知れませんが、日雇い労働者の実態から見て、これが失業者であるという点を、まず第一に頭に持ってこしらえていただいたものならば、国庫負担というものは、当然そこに特別にでも多少ほかの健康保険と違った考え方が持たれていいと思う。ところが、初めからほかの健康保険と同じような頭でこれがこしらえられたところに、やはりわれわれの生活の実態、就労の実態を無視した健康保険が行われているから、結局適用上、受給資格者になれない人は振り落していけないというようなことになってくると思うのです。保険

法の立場からいけば、当然お互いに税金をかけ合つて保険法を実施していくというのが、保険法の立場かも知れませんが、日雇いの労働者は、特別に薄うのです。就労率が違うということです。結局職にありつくべく毎日職安に行つてみても職がない、これはいわずに政治の貧困からくる問題であつて、われわれの責任ではないと思う。私は政治論を申し上げるのではないのです。これは当然戦争の犠牲者であり、あるいはデフレをなされて、今日の日本の情勢にさからつた政治をされているところに、中小企業はどんどん崩壊していく。しかして、それが崩壊していく糸になつてゐるのは何であるかといふと、やはり雇用されている労働者であるということになれば、いかに職安が月間を通じて求人開拓をしても、求人の開拓どころではなく、失職がどんどんふえていく一方で、何らそこが明るくなつてこないということです。

○小島委員　今のお話を聞いて、大体わかりましたが、日雇い健康保険というものと、その他のいろいろな健康保険との間に矛盾したものができてしまつて、これを将来統一することがむずかしくなるといふふうに持っていいたのでは、私は日雇い健康保険を作るときあの政府の若しみというものが、またここに出てくると思うのです。だから、就労日数を月平均十日にするとか十二日にするとかいう問題とこれとは、また別な問題でして考えなければならぬことであつて、二カ月二十八日にして、一方において六カ月六十日にするということとは、大きな矛盾があると思われるのです。だから、

参考人の言われるように、これはあくまで救済だ、保険法に基づく救済ではなくて、別の意味から国庫が全部でも負担していかねばならないところの救済方法だという考え方であるならば、この日雇健康保険法というものは、考え直さなければならぬことになってくるのです。そうは思いませんか。

○馬場参考人 いや、それは私たちがしては思わないわけです。あくまでも先ほど申した六カ月間において六十日ということは、ここで一部の改正をなされようとするならば、すでに今までに矛盾があるわけですから、二カ月を通じて二十八日ということ、これは一方において緊急失業対策事業に就労する者だけを観点に置いた——観点に置いたということ、政府の方にいわば掛金の入ってくるものだけを対象としたことであって、いわば、これによって何らかの形において拡大して幅広く救い上げよう、あるいは健康保険というものの、保険法というものを幅広く実施しようというような観点はみじんも見られない。結局資本をおろせば、あくまでも損をしないような資本をおろしたいというような、政府のやらずぶつたぐりの健康保険法の制定であったと思う。そこで、ここで一部の改正を行なってもらうとするならば、当然今までの間違った点をこの際は正してもらうためには、六カ月を通じて六十日に、いわば下げてもらう、対象者の多くなるような方法をとってもらうことが必要だと思ふ。今までの二カ月を通じて二十八日ということになれば、だんだん苦しみの中に追い込まれていくような形に、われわれとしては受け取

らざるを得ないわけです。この際一部の改正を行なうていただくならば、どうしても結局は、救済法というよりも、保険法ではあるのだけれども、特別な保険法としてこれを一つ運営していただきたいという、いわば要望を持っているわけでは、もう一ぺん繰り返していただきます。

○中村委員長 山花君、失業対策課長の村上君が来ておりますが、御質問なさいませうか。

○山花委員 健康保健の問題であるけれども、日雇いの関係にも関連する問題であるから、労働省の職安関係の方の御出席をお願いしておいたのですが、本来ならば、これは私がお願いしなくとも、今日日雇健康保険の参考人の陳述があるということがわかっておるのでございますから、役所としては、進んで来て、これらの実態をよく把握してもらおうのが、役所の務めであろうと考えておるのであります。質疑をかわしておきます途中におきまして、厚生省の関係ではなかなかわからないという点が出て参りましたので、労働省の方がおいでにならないければ、時間の関係でやむを得ないと思ひました。が、労働省の方もおいでになりましたので申しますが、問題の要点は次のような点であります。

馬場参考人から述べられた意見の中で、芝浦の職場を取り上げまして、この職場では、半年間の平均就労日数が、多い月でも十二日くらい、少い月には七日か八日くらいしかない、平均すれば大体十日前後に相なるような陳述がございました。そういったとき、

と、ただいまの日雇健康保険では、全部受給の権利がないということに相なるのであります。そこで、政府側の意見は、馬場参考人の言っていることが確認できるかどうか、こういう問いに對しまして、厚生当局の方では、緊急失業対策事業に關連する労働者は、おおよそ二十日か二十一日は必ず仕事が出ておるのだから、馬場参考人の言うようなことは、まあ当たらないというような意味の御回答がございました。緊急失業対策事業の關係は、政府は常に二十一日就労平均といつておりますから、東京では二十四、五日、あるいは、ないところでも十四、五日は必ずありますから、これは一応常識的に見て、受給の資格は全部あるといえるのであります。が、その点ではっきりわかりましたのは、馬場参考人が言われておること、は、マル外であるとか——これは千葉でそういう扱いをしておるそうです。東京でもマル民であるとかマル船であるとかいう扱いをしておる。あるいは登録手帳を出してなくても、便宜的措施としていろいろ扱いをしておる。一般的にいえば、緊急失業の方の登録労働者といえ、他の面においては、自由労働者という表現が当てはまっておりますが、そういう自由労働者の面においては、十日前後しかないという馬場参考人の意見が、政府としては確認できるかどうかという問いに對して、私は厚生省の關係だから、おもに資料は労働省の方から出ておるので、その点はわかりませんという厚生当局の答弁でございましたので、労働省の職安關係の方においでを願つて、ただいま馬場参考人の言われていることは確認できるかどうか。これはこの法案を審

議する重要な参考になると思ひますので、ただいま小島委員と馬場参考人と若干意見の取り合ひもございましたが、この点もやはり關係があると思ひますので、はっきり聞いておきたいと思ひます。

○村上説明員 お答えいたしますその前に、大へん出席が遅延いたしました申しわけなく存じております。本日は土曜でございますので、關係省との間に何としても取りきめねばならない用務がございまして、それと参議院の法務委員会がございましたような關係で、大へんおくれしましたことをおわび申し上げます。

ただいまの御質疑の点でございますが、労働省といたしましては、全国平均二十一日の就労を確保するという原則に立ちましてやっておりますのでございまして、大体二十一日という実績は出ております。各府県によりまして、多少のばらばらでございますけれども、そう極端な出入りにはございせん、大体二十一日の線が守られておるといふ見方をいたしております。ただ、問題になりましては、いづゆるマル民——これは民間に紹介するのを専門とする、こういう意味でマル民という扱いをしておる安定所がございまして、そういう方々につきましては、たとえば港湾荷役を専門としておるマル民の方々が、船が入つてこないために一時的にあぶれが多くなるという現象、あるいは公共事業の施行の關係で、本年度に入りましてから、暫定予算の關係もございまして、公共事業が予期のごとく出なかつた、そのために公共事業に主として出ておるマル民の方々が、若干就労日数が低下したという事実を、私

どもも承知いたしております。ただ問題は、健康保険の建前から見ての就労日数の御議論になりますと、一時的な現象をもって一年中の動向を把握することは困難かと存じますが、本年度に入りましてから、いづゆるマル民の關係で就労日数が若干低下しておるといふ事實はございまして。

○山花委員 ただいまの労働省の方の回答は、よくわかりました。参考人が陳述をなさるときにも、いっていただけたら、もつとはっきりした回答ができたと思ひます。参考人の陳述を聞いておりませんから、ちょっとちぐはぐな回答のように私は承つておるのであります。が、参考人は芝浦の現場の最近の半年間の統計を中心に、最高の就労である、だから、全国でかような職場で芝浦を越えるようなところはない、こういう前置きで、最近半年間の統計を中心にとつておられたのであります。

そこで、労働省の職安關係として、馬場参考人の言う事態が、大体間違ひがないのかあるのか、この一点だけお聞きしたいと思ひます。

○村上説明員 先ほど私がお答えいたしましたのは、ごく最近において就労日数が低下しておる事実があるというところを申し上げたのですが、問題は、年間を通じて見ました場合に、そういう著しい就労低下があるかどうかという問題ですが、今資料がここにありますので、すぐ申し上げますから、ちょっとお待ち願ひたいと思ひます。

○久下政府委員 先ほどの就労実態につきましては、お答え申し上げた通りなのでございますが、こういう資料が

でございますので、御参考までに簡単に申し上げます。

私どもといたしましては、昨年の八月末現在におきまして、全国の都市のうち二十都市を調査の地域といたしまして、四千九百二十六人の被保険者手帳の所持者の実態調査をいたしましたのでございます。これによりまして前二ヵ月を通じて二十八枚以上の印紙を張っておられる方は四千二百六十八人でございまして、全調査対象に対する比率は八六・六%でございます。二十七枚以下の人は一三・四%であります。これも直接のお答えにはなりませんけれども、御参考までに申し上げます。

○村上説明員 先ほどの御質問でございますが、一応労働省といたしまして大都市、中都市、小都市の区分をいたしまして抽出調査をいたしました資料があるのでございます。これは昨年の十一月現在におきまして大都市、中都市、小都市と調査をしたのでございまして、大都市におきましては適格者が二一・一%、不適格者が一八・九%という数字が出ております。中都市におきましては、これは適格者と不適格者の細分はいたしてありませんが、二一・一日という数字が出ております。全体的に見ますと、就労日数は二十一日の線に近づいておりますが、ただ大ぜいの求職者の中には、就労日数のかなり低い人も間々ございます。御質問の趣旨は、健康保険に関連しての一般的な就労日数の問題だと存じますので、一般的に申し上げますならば、ただいまお答えいたしました通りの数字かと存じます。

○小花委員 ちょっと厚生当局も労働

当局の方も、私の質問の趣旨の概念に對して少し混乱があるのではないかと

思っております。私の尋ねておりますのは、馬場参考人が陳述いたしましたことで、今労働当局の方からの御答弁がございましたマル民のことである。ただいま調査なさったのは、おそらく職安を通じて、一般的にいって登録労働者のことを御調査なさったのではないかと思ひますが、その別々にある、一般的には自由労働者といひますが、また緊急失対事業のことを一般的に登録労働者と言つておりますが、この自由労働者の領域内における就労日数を、馬場参考人の言われたことで妥當であるかどうかをお聞きしておるのであります。

○村上説明員 部分的には、就労日数の著しく低いのがございます。いわゆるマル民と言われる方々について、具体的に数字を申し上げますと、就労日数が十五日から十九日までの方が、大都市では二・九%、中都市では三・一%、小都市では三・六%、それから二十日から二十四日の方が、大都市では三・七%、中都市では二・一%、小都市では一・五%、それから就労日数が二十五日から三十日までの方、マル民と言われる方々ですが、大都市では二・一%、中都市では九・八%、小都市では一・三%といふことになっております。一体七〇%以上のものは十五日以上の就労を確保されておる、こういう形になっております。

○小花委員 ちょっと厚生当局も労働

民一般ということで問題を扱うには、ちよつと疑問があると思ひるのでござい

ます。特に馬場参考人が言われましたのは、芝浦を中心かと思ひますが、あそこマル民は貨物船の出入によりまして、非常に影響があるようござい

ますので、そういった状況によつて非常に低くなるということもあるわけ

でございます。

○山花委員 時間も相当きておりますので、一応私はこれで質問をやめますが、ただいまの労働当局の御説明に、馬場参考人として何か御意見もある

だらうと思ひますので、それを聞いて、私の質問はやめにしたいと思ひま

す。

者という見方をわれわれとしては持つ

てゐるわけですが、そういう観点から申し上げれば、やはりその中で、政府が

あくまでも対象としてゐるものは、緊急失業対策に働いてゐる方々だけを対

象として、あらゆる立法を作ろうとしてゐることであつて、何らそこに政府

の責任において手帳も交付しないでおき、法に基いてやるならば、当然手

帳の交付をすべきであるにもかかわら

ず、手帳も交付しない。そうしてマル民、マル外というものを一時的に預けておいて、就労面は全然考慮にも入れ

るが、政府も職安の調査の結果を、一

応政府統計というような形で述べに

なつたと思ひます。両者の意見は相当に食い違つておりますので、その取捨

選択は、私たち個人、議員としての立場でいたしますが、一応参考資料として政府からも、馬場参考人からも、今

の点を書類で出していただければ、選択は私の方でいたしますから、そういう点について、一つお取り計らいをお願いいたします。

○中村委員長 山花君の御要求通りお願ひいたします。

○中村委員長 別に他に御質問もないようでありますから、この際小委員長及び小委員長の補欠選任の件についてお諮りいたします。

今九日小島徹三君が委員を辞任せられたのに伴ひ、特需関係労働対策小委員及び小委員長に欠員を生じたので、補欠選任を行いたいと存じます。本日再び小島徹三君が委員に選任されましたので、同君を特需関係労働対策小委員及び小委員長に委員長より指名するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中村委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

次会は来る十二日（火曜日）午前十時より理事会、十時半より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十七分散会

昭和三十年七月十四日印刷

昭和三十年七月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局